

鎌倉市農業委員会 令和 7 年度 第 11 回総会 次第	
日 時	令和 8 年 (2026 年) 2 月 27 日 (金) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 1 階 102 会議室
委員名	2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、5 番 小川和己、 7 番 和田雅裕、8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 11 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・植竹事務職員
議長(平井会長)	定刻になりました。それでは、只今から総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。1 番 関根豊、6 番 落合るみこから所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。議事録署名委員については、4 番 小泉委員、5 番 小川委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、9 番 三橋委員、10 番 飯田委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 31 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 31 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。以降は着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の届出について 1 月 13 日から 2 月 10 日までに受理し処理した案件について報告するものです。資料につきましては、送付資料の 1～3 ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。本件は、令和 8 年 1 月 29 日に住宅敷地へ転用のため、令和 8 年 1 月 20 日に専決処分いたしました。 続きまして、1 ページの番号 2 と、3 ページの整理番号 2 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。本件は、令和 8 年 2 月 18 日に住宅敷地へ転用のため、令和 8 年 2 月 2 日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)

議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第32号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第32号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、1月13日から2月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。資料につきましては、送付資料の4～5ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。4ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。本件は、令和8年3月10日に公衆用道路へ転用のため、令和8年2月12日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 はじめに、農地法第3条についてご説明します。農業委員会研修テキストシリーズ2 農地法の6ページをご覧ください。農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第3条の許可を受ける必要があります。次に、8ページをご覧ください。 農地法第3条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件があり、これを満たした者でなければ許可することができないものです。それでは、議案第45号について、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。 送付資料6ページの議案書及び7ページ、8ページの参考資料をご覧ください。 送付資料7ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、譲受人が耕作している土地です。なお、本件は報告第32号に関連する案件であり、土地の交換を目的とし、議案書記載の申請者から、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。 まず、1つ目の「全部効率要件」についてですが、申請人は、すべての土地について作付けの準備がされており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われま

	<p>続いて2つ目の「農作業常時従事要件」についてですが、従事者のうち、申請者はそれぞれ年 200 日従事するとのことで、要件を満たしています。</p> <p>最後に、3つ目の「地域との調和要件」についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。</p> <p>こちらについても、対象地は、隣接している農地と一体での利用をしており、周囲の畑への影響はないことを現場で確認しているため、支障はないと考えられます。</p> <p>続いて、送付資料 8 ページの参考資料②をご覧ください。</p> <p>営農計画書には「申請地の取得後 3 年間の作付予定」と「現在の営農計画書」、「これからの営農計画」などを記載していますので、農業者の観点から、営農計画書をご覧ください、ご審議いただければと思います。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7 番 (和田委員)	<p>議長。7 番。2 月 18 日 (水) 午前 9 時 30 分より、二之宮委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>対象地は、隣接している農地と一体での利用をしており、作付けの準備等が行われていることから、特段の問題は無いものと思われま</p> <p>す。</p> <p>今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	<p>ご異議が無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案 第 45 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 45 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 4、議案 第 46 号、非農地証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第 4、議案第 46 号、非農地証明について、ご説明いたします。</p> <p>送付資料の 9 ページの議案書、10 ページ、13 ページの参考資料をご覧ください。</p> <p>非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る</p>

運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。

はじめに、非農地の定義についてご説明します。非農地には、13ページの参考資料②に記載の12項目のいずれかに該当する転用後10年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。

次に非農地の要件についてですが、資料に記載の6項目に該当するかを確認します。

【要件6項目】

- ① 農用地区域に設定されていないこと。
- ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。
- ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。
- ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。
- ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。
- ⑥ 転用後10年以上経過していること。

これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。続いて、本議案についてご説明いたします。

本議案の申請者及び申請地は、議案書及び参考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、現況は駐車場となっており、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、③に該当します。

次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。

①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。

次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますが、対象地は10ヘクタール以上の一段の農地の区域内になく、該当しません。

③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、現地を確認したところ、周辺の農地の耕作等に支障が生じるおそれはありません。

④「当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。」については、対象地は筆の一部ではありません。

⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、これまで違反転用として追及しておらず、今後も追及の見込みはありません。

	<p>ん。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は雑種地であり、農地利用状況調査の対象地からは外れています。</p> <p>⑥「転用後10年以上経過していること。」については、当時の状況を航空写真で確認したところ、転用後10年以上経過していると考えられます。</p> <p>よって非農地の要件6項目をすべて満たしていることから、非農地として判断しようとするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の二之宮委員から補足説明をお願いします。
8番(二之宮委員)	<p>議長。8番。2月18日(水)午前9時30分より、和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>現地は、駐車場となっており、農地に復元することは著しく困難な土地です。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	<p>ご異議が無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第46号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第46号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第47号、非農地証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第5、議案第47号、非農地証明について、ご説明いたします。</p> <p>送付資料の11ページの議案書、12ページ、13ページの参考資料をご覧ください。</p> <p>非農地証明に関する説明は、割愛させていただきます。本議案の申請地は市街化調整区域内であり、現況は資材置場となっています。そのため、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、⑧に該当します。次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。</p> <p>①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。</p> <p>次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますが、対象地は10ヘクタール以上の一段の農</p>

	<p>地の区域内になく、該当しません。</p> <p>③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、現地を確認したところ、周辺の農地の耕作等に支障が生じるおそれはありません。</p> <p>④「当該土地が、農地等を含む 筆の一部でないこと。」については、対象地は筆の一部ではありません。</p> <p>⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、これまで違反転用として追及しておらず、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は公衆用道路であり、農地利用状況調査の対象地からは外れています。</p> <p>⑥「転用後10年以上経過していること。」については、当時の状況を航空写真で確認したところ、転用後10年以上経過していると考えられます。</p> <p>よって非農地の要件6項目をすべて満たしていることから、非農地として判断しようとするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。8番。2月18日(水)午前9時30分より、二之宮委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 現地は、資材置場となっており、農地に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第47号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第47号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、議案第48号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第6、議案第48農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。お手元の送付資料14ページの議案書、15ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求

	<p>められているものです。</p> <p>促進計画については、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、審査・認可を経て公告されます。</p> <p>送付資料 15 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。</p> <p>斜線地は、現在周辺で耕作している土地です。</p> <p>期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間で、賃貸借により耕作するものです。</p> <p>転借人の農作業に従事する日数は、300 日となっています。</p> <p>対象地については、継続の貸し借りです。なお、本件以外に農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、議案が 5 件あり、重複している内容についての説明は、割愛させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の二之宮委員から補足説明をお願いします。
8 番(二之宮委員)	<p>議長。8 番。2 月 18 日 (水) 午前 9 時 30 分より、和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。</p> <p>今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われ ます。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	<p>ご異議が無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案 第 48 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第48号は承認されました。
議長(平井会長)	<p>次に、日程 第 7、議案 第49号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程 第 7、議案第49号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。</p> <p>お手元の送付資料16ページの議案書、17ページの参考資料をご覧ください。</p> <p>送付資料17ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。転借人の農作業に従事する日数は、200日となっています。対象地については、継続の貸し借りです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。2月18日(水)午前9時30分より、二之宮委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われ ます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第49号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第49号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第8、議案第50号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第8、議案第50号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料18ページの議案書、19ページ、20ページの参考資料をご覧ください。 送付資料19ページ、20ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は、現在周辺で耕作している土地です。期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。転借人の農作業に従事する日数は、300日となっています。 対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の二之宮委員から補足説明をお願いします。
8番(二之宮委員)	議長。8番。2月18日(水)午前9時30分より、和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われ ます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第50号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第50号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第9、議案 第51号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第9、議案第51号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料21ページの議案書、22ページの参考資料をご覧ください。 送付資料22ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。転借人の農作業に従事する日数は、330日となっています。対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。2月18日(水)午前9時30分より、二之宮委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われ ます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第51号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第51号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第10、議案 第52号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第10、議案第52号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料23ページの議案書、24ページの参考資料をご覧ください。 送付資料24ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。転借人の農作業に従事する日数は、300日となっています。 対象地については、継続の貸し借りです。

	以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の二之宮委員から補足説明をお願いします。
8番(二之宮委員)	議長。8番。2月18日(水)午前9時30分より、和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われ ます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第52号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第52号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第11、議案第53号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第11、議案第53号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料25ページの議案書、26ページの参考資料をご覧ください。 送付資料26ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 斜線地は、現在周辺で耕作している土地です。 期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。転借人の農作業に従事する日数は、200日となっています。 対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。2月18日(水)午前9時30分より、二之宮委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われ ます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)

議長(平井会長)	<p>ご異議が無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案 第 53 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
事務局(太田局長)	<p>総員挙手。</p>
議長(平井会長)	<p>総員の賛成をもちまして、議案第53号は承認されました。</p> <p>議案第 48 号から第 53 号につきましては、「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」を農水課へ回答する必要がありますので本日配布しました議案第 48～53 号回答案のとおり農水課へ提出することとします。</p>
議長(平井会長)	<p>次に、日程第12、その他、諸般の報告について、4件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。</p>
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第 12、その他、諸般の報告について、4件、報告いたします。</p> <p>次に、諸般の報告 1、農業委員会の最適化活動の令和 7 年度点検・評価の実施について、ご報告します。</p> <p>お手元の「諸般の報告 1 参考資料」をご覧ください。</p> <p>令和 7 年 6 月総会にてお知らせをしていますが、改めて報告させていただきます。</p> <p>最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況については、毎年度、活動記録簿に基づき、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の 4 月末までに農業委員会に提出し、農業委員会は提出された点検・評価の結果を 5 月末までに、総会において点検・評価し、各委員にその結果を通知するものとなっています。</p> <p>ご自身の現在の作成状況をご確認いただき、令和 8 年 4 月総会の会場で、回収をさせていただきますので、網掛け部分について記入の上、必ずご提出をお願いいたします。</p> <p>ご不明点等がありましたら事務局にご相談ください。</p> <p>宜しくをお願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告 2、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。</p> <p>これまで解消活動に努めていた遊休農地については、残りの 1 筆についても解消され、今後、借りたいと意向を示している方が農業会議を通じた貸し借りの手続きを進めていく予定です。</p> <p>現在、事務局にて新たな候補地の選定をしていますので、候補地が決まり次第、ご報告させていただきます。</p> <p>皆様、引き続き、ご協力の程、よろしくをお願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告 3、第 40 回 遊休農地解消対策協議会の開催について、ご報告します。</p> <p>遊休農地解消対策協議会を 3 月総会に合わせ、3 月 30 日(月)午後 3 時より鎌倉商工会議所 1 階 102 会議室で開催します。</p> <p>内容としましては来年度の活動計画の協議等を行う予定です。</p>

	次に、諸般の報告4、次回は、3月30日（月）午後3時30分 からで、会場は、鎌倉商工会議所1階102会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和7 年度第11回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長 平井 伴男	
議事録署名委員 4番 小東 紀久夫	
議事録署名委員 5番 小川 和己	